

報告第17号～第25号

令和5年8月28日

専決処分の報告について
健全化判断比率の報告について
資金不足比率の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 17 号	専決処分の報告について.....	1
報告第 18 号	専決処分の報告について.....	5
報告第 19 号	専決処分の報告について.....	9
報告第 20 号	専決処分の報告について.....	13
報告第 21 号	専決処分の報告について.....	17
報告第 22 号	専決処分の報告について.....	21
報告第 23 号	専決処分の報告について.....	25
報告第 24 号	健全化判断比率の報告について.....	29
報告第 25 号	資金不足比率の報告について.....	31

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年７月１８日

鈴鹿市長 末 松 則 子

１ 被告となるべき者

- (１) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (２) [REDACTED]
[REDACTED]

２ 請求の趣旨

- (１) 市営住宅に係る滞納家賃 金８２５，２００円
 - (２) 支払督促申立手続費用 金６，７８２円
- の支払を求める。

３ 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和５年７月６日

４ 督促異議の申立てがあった日

令和５年７月１０日及び同月１３日

５ 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町６番１１号 サムティ四日市ビル７階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年８月２日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 市営住宅に係る滞納家賃 金５００，２００円
 - (2) 支払督促申立手続費用 金４，１８３円
- の支払を求める。

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和５年６月２６日

4 督促異議の申立てがあった日

令和５年７月２１日

5 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町６番１１号 サムティ四日市ビル７階
みなと総合法律事務所
弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(1) 市営住宅に係る滞納家賃 金 942,400 円
(2) 支払督促申立手続費用 金 6,183 円
の支払を求める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階
みなと総合法律事務所
弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 市営住宅に係る滞納家賃 金826,800円
 - (2) 支払督促申立手続費用 金5,683円
- の支払を求める。

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

令和5年6月30日

4 督促異議の申立てがあった日

令和5年7月14日

5 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階
みなと総合法律事務所
弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 天名地区公共施設一体整備外構工事
- 2 変更後の契約金額 152,260,900円
(変更前の契約金額 153,571,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月7日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

255,000円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和５年４月２３日、同日執行の鈴鹿市議会議員選挙及び鈴鹿市長選挙において、栄第２投票所の駐車場に設置した看板が強風で倒れ、駐車中の相手方車両の右側のドアを損傷したもの

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月15日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

42, 235 円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和5年5月9日、算所二丁目地内の弁天山公園において、相手方が歩行中、当該公園にあった穴ぼこにより転倒し、右足を負傷したもの

報告第24号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.9	—
(11.46)	(16.46)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書 別冊）

資金不足比率の報告について

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）